

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
藤井寺保健所	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="471 611 1632 785"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和3年10月19日</td> <td>令和3年10月15日</td> <td>令和3年10月19日</td> <td>560円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和3年10月19日	令和3年10月15日	令和3年10月19日	560円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われない。</p>	<p>過誤払旅費に関しては、戻入処理を行い、領収証書により職員から返納されたことを確認した。 今回の原因は、申請者、直接監督責任者及び旅費支給事務担当者の確認不足であった。 本件指摘事項について、所属内で共有し、旅費事務の適正な執行について注意喚起を行った。 今後は、職員による登録時及び承認者による承認時に重複登録がないかの確認を行うとともに、旅費支給事務の際は、複数人で旅費明細内訳書の確認を徹底し、法令等に基づき適正な事務処理を行う。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額								
		当初入力日	重複入力日												
A	令和3年10月19日	令和3年10月15日	令和3年10月19日	560円											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年11月28日）